

## あなたの国民年金

パート ⑤



国民年金  
普及指導委員会

## 国民年金

普及指導委員が  
代わりました

7年4月から、2人の指導委員さんが代りました。  
国民年金の加入、納付、免除申請、年金を受ける時の相談  
などにもお宅へお伺いします。

白浜地区担当  
仲村 颯 斉  
☎0720



年金を初めてもらった時ある格  
言を思い出しました。それは、「若  
い時に汗を流さぬ人は老いて涙と  
成って出る」と言う事です。納め  
るのは大変ですがもらう時の事を  
思い年金に加入しましょう。

東陽地区担当  
林 誠 也  
☎1904



今の高齢者社会の中で国民年金  
は老後の楽しみとして切り放せない  
制度ですので、未加入者のない  
ように努めますのでご協力をお願  
い致します。

日吉地区担当  
平野 壽 良  
☎0320



国民年金は、国が責任をもって  
管理運営しているので安心です。  
未加入者には早く加入して年金制  
度から取り残されないで豊かな  
実りある老後生活を過ごせるよう  
に努めています。

白浜地区担当  
吉田 福 衛  
☎0583



国民年金は老齢基礎年金ですの  
で、良く制度等を説明して20歳で  
の加入を推進し、もれ者等の出な  
いように、指導努力をしていきたく  
と思います。

東陽地区担当  
伊藤 秀 雄  
☎2419



長寿社会が進む中で公的年金制  
度は生活の安定を図る要因の一つ  
です。この制度からとり残される  
人がないよう頑張りたいと思いま  
す。

南条地区担当  
佐久間 寛  
☎0652



今の豊かな生活も老後を考えて  
より楽しくするため年金を納めて  
いただくよう努めます。

## 問合せ

住民福祉課年金係

☎84-1211 内線154

## 今なら間に合います

高齢任意加入、第3号被保険者に特例届出が設けられま  
した

## 国民年金高齢任意加入

60歳までに受給権が得られない方のうち、昭和30年4月1日以前に生まれた方は、受給権  
を満たすまで最大70歳まで加入できます。

## 第3号被保険者の特例届出期間

厚生年金や共済組合に加入している人に扶養されている配偶者は、第3号被保険者の  
届出が必要ですが、いまだに届出がない方や2年以上過ぎてから届出をされた方は、平  
成7年4月から平成9年3月までに届出をすれば昭和61年4月以後、扶養された期  
間はすべて保険料納付済期間となります。

9月15日(金)の可燃ゴミの収集は休みです。

◎可燃(燃える)ごみは9月19日(火)から収集

◎不燃(燃えない)ごみは平常通り収集

環境衛生組合 ☎73036